

平成20年12月26日

告示第367号

霧島市広告掲載印刷物の寄附の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この告示は、霧島市（以下「市」という。）に対し、広告等を掲載した印刷物等（以下「広告掲載印刷物等」という。）の寄附の申出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(印刷物等の定義)

第2条 印刷物等は、次に掲げる物とする。

- (1) 市が使用する封筒、圧着葉書等
- (2) 行政情報を市民へ周知するために発行する印刷物
- (3) その他広告を掲載できると市長が認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載印刷物等に掲載する広告は、霧島市広告事業実施要綱（平成19年霧島市告示第70号）に適合するものでなければならない。

(広告掲載印刷物作成上の留意事項)

第4条 広告掲載印刷物等を作成し寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）は、広告主に対し、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が募集者であるかのような誤解を受けることのないよう、十分配慮しなければならない。

- 2 寄附者は、広告掲載印刷物等を作成するときは、内容、色彩、形状等印刷物の仕様について事前に市と協議し、市の承諾を受けなければならない。
- 3 寄附者は、市章を印刷物に掲載しようとするときは、霧島市章の使用に関する規則（平成17年霧島市規則第233号）を遵守しなければならない。

(必要な措置)

第5条 寄附者は、広告主が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに市に報告するとともに、未使用の広告掲載印刷物等を回収し、市と協議して必要な措置を講じなければならない。

- (1) 霧島市広告掲載等基準（平成19年霧島市告示第213号）第4条に規定する業種又は事業を営む者となったとき。
- (2) 市の名誉と信用を失墜させるような行為又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 前項により発生する費用は、寄附者の負担とする。

3 第1項に定める必要な措置については、印刷物ごとに別に定める。

(仕様等の変更)

第6条 寄附者は、広告掲載印刷物等の仕様の変更又は広告主の変更をしようとするときは、事前に市と協議するものとする。

(確約書の締結)

第7条 市が広告掲載印刷物等の寄附を受けるときは、市と寄附者において確約書を締結するものとする。

(広告掲載に伴う責務)

第8条 掲載した広告の内容等に関する一切の責任は、寄附者が負うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、広告掲載印刷物等の寄附に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年12月26日から施行する。